

事業報告書（2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日）

当財団は、定款第 3 条に定める目的に基づき、公益目的事業として助成事業及び競技会開催事業を実施した。理事会及び評議員会を中心とするガバナンス体制の下、公益法人認定法その他の関係法令並びに定款及び諸規程を遵守し、透明性と公正性の確保に努めつつ、事業計画及び収支予算に従い、適正で効率的な業務運営に取り組んだ。

なお、2025 年 4 月に施行された改正公益法人認定法において、財務規律、ガバナンス及び透明性の一層の確保が求められていることを踏まえ、当財団が公益目的事業の要件を満たしていることやガバナンスの充実に向けた取り組みを明確に示し、透明性を確保しつつ公表する観点から、本年度より事業報告の内容及び構成を見直した。

1. 組織及び運営の状況

(1) 役員等の状況

当事業年度末における役員等の構成は、次のとおりである。

理事は 7 名であり、その内訳は代表理事 1 名、業務執行理事 1 名及びその他の理事 5 名である。このうち、1 名を除く 6 名は、当財団の業務執行から独立した立場にある外部理事であり、改正公益認定法において求められる外部理事の設置要件を充足している。

監事は 1 名であり、当財団の業務執行から独立した立場にある外部監事として選任されており、同法における外部監事の設置要件を充足している。

評議員は 9 名であり、いずれも当法人の業務執行から独立した外部評議員で構成されている。これにより、理事会及び評議員会の双方において、法人外部の視点からの監督機能とチェック機能の強化を図っている。

以上のとおり、当財団は、改正公益認定法において求められる外部役員の設置に関する基準を満たすとともに、評議員についても外部評議員のみで構成することにより、ガバナンス体制の一層の充実に努めている。

なお、役員報酬等の支給については、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に基づき、評議員会の決議により定められた範囲内で行った。

(2) 会議の開催状況

会議の招集、議決手続等は、定款及び「理事会運営規則」「評議員会運営規則」等の内部規程に従い、適正に行った。

理事会及び評議員会に提出された議案は以下のとおりであるが、いずれも慎重に審議され、原案どおり可決承認された。議事については、議事録を作成のうえ適切に保存した。

① 理事会

第 35 回理事会（2025 年 6 月 2 日、対面及びオンライン開催）

第 1 号議案 2024 年度事業報告及び収支決算

第 2 号議案 2025 年度定時評議員会の招集

第 3 号議案 事務局長人事の承認

第 36 回理事会（2026 年 3 月 19 日、対面及びオンライン開催）

第 1 号議案 特定分野研究交流助成事業の廃止

第 2 号議案 諸規程の改定

第 3 号議案 2026 年度事業計画及び収支予算、公益目的事業の内容等

第 4 号議案 各委員の選任(研究者交流助成選考委員・プログラミングコンテスト運営委員)

②評議員会

2025 年度定時評議員会(2025 年 6 月 17 日、対面及びオンライン開催)

第 1 号議案 2024 年度事業報告及び収支決算

評議員会への報告の省略

理事長から評議員会への報告の省略の提出(2026 年 3 月 24 日、電磁的方法)がなされ、
2026 年度事業計画及び収支予算の報告の省略についての同意を得た。

(3)内部統制及びコンプライアンス体制

当財団は、「就業規則」「勤務体制に関する規程」等を整備し、法令遵守及び公正な業務執行の確保に努めた。当事業年度において、重大な法令違反又は不正行為は発生していない。

また、「個人情報保護規程」に基づき、助成申請者及び競技会参加者の個人情報について適切な管理を行い、漏えい等の事故は発生しなかった。これらの規程や手続については、日常の業務の中で確認を行い、必要に応じて見直した。

2. 公益目的事業の実施状況

ア. 助成事業

当財団は、情報科学の国際的研究交流を推進することを目的として、以下のとおり本事業年度の助成事業を実施した。

(1)研究者海外派遣助成及び外国人研究者交流助成

①事業の内容

・研究者海外派遣助成

国内の大学等学術機関に所属する若手研究者を対象に、海外で開催される情報科学に関する国際研究集会への参加のための渡航費及び滞在費の一部を助成

・外国人研究者交流助成

外国人研究者又はそれを受け入れる日本側研究者を対象に、日本で開催される情報科学に関する国際研究集会への参加又は日本の研究機関における共同研究のための渡航費及び滞在費の一部を助成

②募集方法

助成募集は本事業年度において 1 回実施した。「助成金交付規程」に基づき、公募要領を作成のうえ、大学等学術研究機関の情報系関連部署 203 か所に募集案内を郵送するとともに当財団のウェブサイト等を通じて広く周知した。

助成対象となる渡航期間は、研究者海外派遣助成は 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとした。また、申請及び選考時点で既に会議参加を終了している場合であっても、当該期間中の渡航であれば助成対象に含めることとした。外国人研究者交流助成の助成対象となる来日期間は 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとした。

助成金額については、原則として渡航地域ごとに定めた定額とした。

募集は、2025 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで実施した。研究者海外派遣助成については、期間

中に 75 件の申請があった。外国人研究者交流助成については、研究集会への参加を目的とした申請が 2 件あった。

③選考方法

外部有識者(学識経験者)による選考委員会において、申請書及び審査資料について「助成に関する選考基準」及び「選考の基本方針」に則り審議選考し、研究者海外派遣助成は内定 2 件を含む 14 件を採択した。外国人研究者交流助成については、審査の結果、助成要件を満たす案件がなく該当者なしとなった。

④助成の決定方法

選考委員会の選考結果を受け、理事長が予算額に沿って決定したが、その後、内定者のうち 1 名が提出論文不採録となり内定取消しとなった。

本事業年度の助成件数は 13 件、助成金交付総額は 2,824,382 円であった。

⑤交付及び報告書の提出

交付決定後、当財団は助成対象者から助成金交付受諾書の提出を受け、渡航期日に応じて助成金を交付した。渡航終了後には活動状況報告書及び収支報告書の提出を受け、その内容及び証拠書類を精査し適正に執行されたことを確認した。

⑥実施結果

助成対象者はいずれも申請書どおりに国際研究集会に参加し、論文発表を行う等経験を積み研鑽を深め一定の成果を得た。

⑦課題及び今後の方針

本事業年度の外国人研究者交流助成は、新型コロナウイルス感染症後の国際往来の制約や研究交流手法の多様化等の影響もあり、応募件数自体が研究者海外派遣助成に比べると大幅に少ない。

当財団は、本助成事業の目的及び活用方法が国内外の研究者に十分周知されていないことを課題として認識するとともに、近年の研究交流の在り方やニーズの変化を踏まえ、本事業が学術及び科学技術の振興にどのように資するかについて改めて検証する必要があると考えている。今後は、外国人研究者交流助成の募集要項や審査基準の見直し等を行うとともに、研究者海外派遣助成との全体バランスも勘案し、必要に応じて事業構成の見直しを検討する等、より実効性の高い研究交流助成の活用促進につなげていく。

(2) 特定分野研究交流助成

特定分野研究交流助成は、参画する企業数が減少し、協賛・連携体制の維持が難しくなっていたことから、事業として継続が困難な状況に陥り、2018 年度以降休止となり、当該事業は実施されていなかった。改正公益法人認定法により一部事業廃止手続きが簡素化されたのを機に、2026 年 3 月 19 日の理事会において廃止が決定された。

イ. 競技会開催事業

当財団は、将来を担う情報科学の若手研究者を育成することを目的として、情報技術に関する競技会の開催及び関連する事業を以下のとおり行った。

(1) プログラミングコンテストの開催

①事業の内容

大会名： 国際大学対抗プログラミングコンテスト 2025 アジア地区横浜大会

(以下「ICPC2025 横浜大会」という)

開催日： 2025 年 12 月 6 日、7 日

会場： 横浜産貿ホール及び横浜シンポジア(神奈川県横浜市中区山下町 2 番地)

目的： 毎年世界規模で開催される国際大学対抗プログラミングコンテスト(以下「ICPC」という)世界大会への出場チームを選抜する地区大会を開催し、情報科学分野の学生等のプログラミング技術及び問題解決能力を高めることにより将来の人材育成に資することを目的とする。

開催協力校： 東京科学大学

参加チーム数： 国内 40 校 56 チーム(208 名)、海外 5 校 7 チーム(26 名)

情報公開： 大会ウェブページ及び実行委員会 X(旧ツイッター)に概要、ルール、結果、問題等を適宜掲載

大会開催費総額： 16,756,768 円

主な基本ルール：

- ・同一の大学・短期大学・高等専門学校 of 学生3名とコーチ1名により1チームを編成する
- ・選手の参加資格については別に定められた参加資格ルールに則る
- ・マシン(PC)はチームで1台のみ使用する
- ・辞書等の持込は可、電子的なもの(電子辞書、携帯電話等)及び腕時計は不可
- ・設問に対し、正しく動くプログラムを作成した数(正解数)の多さを競う
- ・同数の場合は、提出までの所要時間の短さで判定し誤答はペナルティとして時間を加える
- ・使用言語： C、C++、Java、Kotlin、Python3

②開催体制の整備

外部有識者(学識経験者)で構成される専門委員会 ICPC 運営委員会において、開催協力校の選定を行うとともに、実行委員長及び審判長を選出し、理事長が決定した。これにより、実行委員会及び審判団の体制が整い、本大会開催に向けた具体的な準備作業が本格的に始動した。また、ICPC 運営委員会においては、競技ルール、選抜ルール等が決定された。

③参加募集

全国の大学及び高等専門学校 274 校に対し募集案内及び募集ポスターを送付するとともに、開催にあたっては英文ポスター等も送付し、広報に努めた。また、大会ウェブページにおいても募集内容を掲載し、広く参加を呼びかけた。

④国内インターネット予選

ICPC2025 横浜大会本選に先立ち、本選進出チームを選抜する国内インターネット予選を行った。国内予選競技ルールに基づき、所属校において所属校教員の監督のもとで実施した。国内予選には、92 校 355 チームが参加し、選抜ルールに則り 41 校 57 チームを本選進出チームとして選抜した。海外からは 6 校 8 チームの参加登録があった。本選進出チーム決定後、国内1校及び海外1校が辞退した。

⑤ICPC2025 横浜大会本選

ICPC2025 横浜大会本選では、国内インターネット予選から選抜された日本のチーム及び海外のチーム、計 45 校 63 チームが一堂に会し、本選を実施した。国際大会であることから、進行

や出題等コンテスト運営に関わる事項は英語で行い、5 時間にわたる競技を行った。コンテスト終了後は会場を横浜シンポジアに移し、審判団による問題解説を行ったのち、結果発表及び表彰式を行った。その後、横浜産貿ホールにおいて懇親会を開催し、国内外の選手をはじめとするすべての参加者が交流を深めるとともに、併設したスポンサーブースにおいて企業等の取り組みに触れる機会を提供した。

大会全体の運営については、開催協力校の実行委員会、審判団及び ICPC 参加経験者等の協力を得て行い、競技会ルールに基づき競技の公平性の確保に努めた。

結果は、1 位シンガポール国立大学、2 位慶應義塾大学、3 位京都大学であった。

(2) ICPC Asia Pacific Championship 台湾大会(以下「ICPC APC 台湾大会」という)への派遣

①事業の内容

アジア太平洋各地区で行われる大会の優勝チームのほか、成績優秀チームが ICPC 世界大会に進出するが、日本が所属するアジアパシフィック地区では、その選抜を行うためのプレーオフに当たる ICPC APC 台湾大会が開催されており、ICPC APC 台湾大会の参加資格を獲得したチーム及び委員の旅費等の補助を実施した。

派遣先: 桃園市(台湾)

開催期間: 2026 年 3 月 6 日～3 月 10 日

派遣補助費総額: 1,820,811 円

②選手及びコーチの派遣

- ・ICPC2025 横浜大会上位 7 校(慶應義塾大学、京都大学、東京大学、大阪大学、北海道大学、東京科学大学、会津大学)の各 1 チームを対象として、1 チームあたり 14 万円の旅費及び参加登録費補助を実施した。
- ・上位 7 校各 1 チームのほか、ICPC APC 台湾大会の参加資格を獲得した 6 チーム(京都大学 2 チーム、東京大学 1 チーム、東京科学大学 2 チーム、大阪大学 1 チーム)を対象として、1 チームあたり 4 万円の参加登録補助を実施した。
- ・国外の大会で ICPC APC 台湾大会の参加資格を獲得した 3 チーム(東京大学、北海道大学、会津大学)を対象として、1 チームあたり 4 万円の参加登録補助を実施した。

③ICPC 運営委員、審判及び技術スタッフの派遣

ICPC APC 台湾大会から運営協力の要請を受け、日本から ICPC 運営委員、審判及び技術スタッフ等計 7 名を派遣した。

(3) ICPC 世界大会への派遣

①事業の内容

第 49 回 ICPC 世界大会(ICPC2024-25)が開催され、ICPC2024 横浜大会及び ICPC APC シンガポール大会において出場権を獲得したチーム及び委員を派遣した。

派遣先: バクー(アゼルバイジャン共和国)

開催期間: 2025 年 8 月 31 日～ 9 月 5 日

派遣補助費総額: 2,859,743 円

②選手及びコーチの派遣

ICPC2024 横浜大会優勝チームである東京大学チーム及び ICPC APC シンガポール大会で世界大会参加資格獲得した 3 チーム(京都大学、東京科学大学、徳山工業高等専門学校)の

計 4 チームを対象に、1 チームあたり 60 万円の旅費補助を実施した。

③ICPC 運営委員の派遣

大会期間中に行われる育成指導及び運営に関する会議に参加のため、ICPC 運営委員及び ICPC2025 横浜大会実行委員長の計 3 名を派遣した。

(4)ICPC に関わる予備練習会開催費の補助

ICPC 参加経験者が中心として、本選参加チーム全体のレベル向上及び競技プログラミング界全体の活性化を目的とした予備練習会・強化合宿が実施された。ICPC 開催事業の一環として、その開催費の一部を補助した。

日程： 2025 年 9 月 13 日～15 日

場所： 国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者： 選手 66 名(16 大学)、スタッフ 14 名 計 80 名

開催補助費： 400,000 円

(5)実施結果

概ね円滑に実施され、上位大会への出場権を獲得した成績上位チームが昨年度を上回り、競技力向上に資する成果が認められた。一方で、国内インターネット予選の出場チーム数は前年度と比較してわずかに減少したものの、依然として 350 チームを超える参加があり、一定規模の参加基盤を維持できていると評価できる。このことから、量的な参加規模を維持しつつ、上位層の競技力向上が進んでいると考えられる。

また、海外チームの参加により、コンテスト中は国際大会としての緊張感が一層高まり、懇親会では和やかな雰囲気の下で相互交流が図られるなど、選手たちの国際的な経験を広げる機会が提供された。

(6)課題及び今後の方針

前回大会で体調不良となった選手が 1 名出たが、チームコーチとスタッフが病院に付き添い、その後大事には至らず適切に対応することができたが、今後は、急な病人が発生した際の対応マニュアルの作成や救護室の設置などの対策を講じるとともに、体調不良発生時の連絡経路や判断基準の共有を図ることで、参加者の安全性の一層の向上を検討する。加えて、事前案内等を通じて参加者に対し体調管理や感染症予防に関する注意喚起を行うことで、体調不良の未然防止にも取り組むこととした。

3. 情報公開の状況

当財団は、公益法人としての説明責任を果たすため、関係法令に基づき、事業報告書、計算書類、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧に供した。併せて、当財団のウェブサイトにおいて、事業報告及び決算の概要等を公表し、広く情報提供を行った。さらに、コンプライアンスの徹底及び内部統制の適切な運用に努めることにより、ガバナンス体制の一層の充実を図った。

4. 会計及び監査の状況

(1)当事業年度における収支の状況は、別紙計算書類記載のとおりであるが、その概要は次のとおりである。

経常収益額は 55,276,395 円であり、その内訳は、基本財産運用益 38,550,221 円、特定資産運

用益 828,484 円、受取寄附金等 15,798,073 円、雑収益 99,617 円であった。

経常費用額は 48,028,692 円であり、その内訳は、公益目的事業費である助成事業費、競技会事業費がそれぞれ 5,361,104 円、34,796,761 円、管理費が 7,870,827 円であった。

その結果、評価損益等調整前当期経常増減額は 7,247,703 円の黒字となった。一方、公的目的事業単位別では、助成事業 5,361,104 円の赤字、競技会事業 18,198,987 円の赤字、公益目的事業会計全体でも 370,188 円の赤字となったが、収支相償及び公益目的事業比率等、公益法人認定に係る基準は満たしている。

当期正味財産増減額は、基本財産評価益 24,170,000 円、投資有価証券償還益 13,214,000 円の影響により 43,473,528 円の増加となり、その結果、期末正味財産残高は 660,186,925 円となった。

(2) 監査の状況

当財団は、定款に基づき監事 1 名を置き、当事業年度において、業務及び会計に関する監査を受けた。監事は、理事会への出席及び議事録の閲覧、重要な決裁書類及び会計帳簿の閲覧、担当職員への質問等により、理事の職務執行及び会計処理の状況を調査した。

監事から提出された監査報告書においては、理事の職務執行は法令及び定款に適合し、不当な事項は認められないこと、また計算書類は当財団の財産及び損益の状況を適正に表示していることが報告された。

5. 重要な後発事象その他

当事業年度末日後、事業報告書作成日までの間において、当財団の事業及び財政に重要な影響を及ぼす事象は発生していない。

以上のとおり、当事業年度における当財団の事業及び運営は、関係法令及び認定基準に適合するよう留意しつつ、適正かつ効率的に行われた。

以上

事業報告の附属明細書

2025 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。

以上